

【提出された意見・情報の内容と県の考え方】

番号	頁	項目	意見・情報の要旨	県の考え方
1		<p>第1章 (5) 防災対策を重点的に充実すべき地域</p>	<p>被害想定範囲(UPZ)が明らかに狭すぎます。 全県域において、放射能による人的被害を避けるために退避・避難が必要となることあり得ることを前提とした計画に改めて下さい。</p> <p>(1)県の委員会による素案は事実上、国の方針に追従した。 (2)国の方針ならびに県委員会の素案はいずれも福島原発における事故発生直後からしばらくの間における放射能の拡散状態を反映したものではない。 福島第一原発における、事故発生直後からしばらくの間における放射能の拡散状を以下に示す。 事故発生直後は最も高レベルの放射能を浴びる危険性の高い地域は事故発生地点の風下に当たる地域である。 福島第1原発における一連の事故に際しての事故発生時ならびに発生後しばらくの間は、海洋部すなわち太平洋であった。 については、ドイツやフランス、ノルウェーなど欧州諸国の気象関係や原子力関係の機関が公表していた放射能拡散のシミュレーション・マップから明らかである。 また、事故発生直後に風下の太平洋上に流れ出た高レベルの放射能雲の拡散範囲は、100～数百キロに及んでいる。</p> <p>(3)日本海に面している原発で大事故が起きた場合、滋賀県は風下にあたるため被害範囲は福島原発事故における範囲を大幅に上回る広大になる可能性がある。 日本海に面している原発の場合、冬季を中心に北～北西の風が日本海から吹く。 北～北西の風が強風となることが珍しくない。</p> <p>以上、日本海側と太平洋側では風上・風下の関係が全く逆になり、そのため、日本海側の原発で福島原発と同規模の事故が起きた場合の被害範囲は福島の場合よりも格段に広大なものになる可能性が存在しているという、誰にとっても明白な科学的事実に基づき、県全域を放射能の被害による退避、対象地域に位置づけるという計画を改めるよう、強く要望します。</p>	<p>原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に充実すべき地域(UPZの範囲)については、地勢等地域固有の自然的、社会周辺状況等を勘案するとともに、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」に掲げる屋内退避および避難等に掲げる指標や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果を踏まえ総合的に考えたものです。 今回の計画では防災対策を重点的に充実すべき地域を高島市、長浜市の一部としました。</p> <p>放射性物質拡散予測シミュレーションについては、その前提条件として、滋賀県に影響が大きいと考えられる気象条件の日を複数設定して実施しています。 具体的には、北～北西の風で、風速が比較的強い1m/s程度の日を選定しています。 特に、強風時は放射性プルームが滋賀県下を早期に通過してしまい、広範囲に放射性物質が拡散することとなり、それぞれの地点における放射線量は低い値となります。 このため、滋賀県域に影響が大きくなる、風速1m/s程度の弱い風の日を選択してシミュレーションを実施しています。</p>

		<p>国の方針を鵜呑みにして意味のない実効性に欠ける計画を立案するという10年前の過ちを繰り返さないで下さい。</p> <p>県の現行の原子力防災計画は国の方針を無反省に鵜呑みにして策定されたものである。これは「はじめに県民の安全ありき」ではなく、「はじめに結論(国の方針)ありき」という県の姿勢が誤った計画が立案されたことの原因である。県の原子力防災見直しの計画策定において、10年前の過ちが繰り返されようとしている。</p> <p>(最も重要な部分であるUPZに関しては、国の半径30kmの科学的妥当性に関して、見直し検討委員会で十分に議論が交わされた形跡はほとんど認められない。)</p> <p>【結語】 UPZ = 30 ~ 40 kmという設定を見直し、県全域が場合によっては退避・避難の対象とされる場合があるとする計画に変更して下さい。</p> <p>若狭湾の原発で福島のような大事故が起きて、最も高レベルの放射能が最も大量に放出される事故発生直後に滋賀県が風下になっても、半径30km ~ 40kmで大丈夫とする考え方は国の方針に従った安易な「希望的観測」に過ぎない。</p>	<p>実効ある計画となるよう努めていきます。</p>
2	第1章 (4) 計画の基礎とするべき災害の想定等	<p>計画の基礎となる最悪事故の想定に関して十分な検討が行われていません。たとえ福島原発事故と同様の原因で同程度の事故が起き、事故の態様が類似したものであっても、事故発生後の対応などによっては、事故による放射性物質の外部への放出量が福島の場合を大きく上回り、事故による被害や事故の影響が福島事故の場合よりも格段に深刻なものとなる可能性が考えられます。</p>	<p>災害の想定の見直しにあたっては、シビアアクシデントにいたる要因が複雑であること、福島の事故の検証が不十分であることが挙げられるため、今回は放出量のみを参考にシミュレーションを行いました。</p>
3	第3章 (5) 退避および避難計画	<p>PAZ, UPZ, PPAの対象とされる被ばく線量の値が、防災業務関係者の放射線防護指標等の基準値に比べて高すぎるのではないかと疑問があります。見直しのための検討が必要ではないでしょうか。</p>	<p>今回シミュレーションで評価した線量は甲状腺被ばく等価線量であり、ご指摘されている防災業務関係者の防護指標は、外部被ばくによる実効線量であるため、比較している線量基準が異なると考えられます。</p> <p>(甲状腺等価線量を実効線量になおすと、甲状腺等価被ばく線量50 ~ 100mSvは実効線量2mSv ~ 4mSv、100 ~ 500mSvは実効線量4 ~ 20mSvにあたります。)</p>

4	第1章 (1) 計画の目的	核燃料輸送車が圏内通過中に事故を起こし放射能汚染などの懸念が生じた場合の対策が欠落しています。 原子力資料情報室のシミュレーションによれば、輸送車は横転し核燃料が漏れ出し、大気中に放出された場合、安定した大気の状態では幅2キロメートル、長さ10キロメートルの範囲がほぼ1時間で放射性物質に汚染されるとされています。したがって、現行の県の対策は不十分であるものと考えられ、県計画の見直しに際しては、燃料輸送車の事故に関して、現計画を抜本的に改め、事故は発生した場合、広範な地域に放射能汚染などの被害が生じる可能性が存在することを前提とした計画を立案すべきであると考えられます。	核燃料物質等の輸送中における放射性物質または放射線の異常な水準での輸送容器外への放出についても、本計画に準じて措置を実施することとしています。
5	第2章 (4) 情報の収集・連絡体制等の整備	一昨年秋から運用が停止されている県北部4箇所を設置されているモニタリング・ポストの今後の運用再開に関する検討が行われていません。	県北部4箇所のモニタリングポストについては、機器は老朽化により使用不可能です。 このため、国の交付金により県北部を中心に新たにモニタリングポストを増設する計画を進めているところです。
6	第3章 (5) 退避および避難計画	福井県からの避難民に関する、受け入れなどの対策が欠けています。	隣県の福井県、京都府と連携を図るため、今後、協議を進めていきたいと考えています。
7	第1章 (6)放射性ブルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置	ヨウ素剤の配備方法が明確に示されていません。	安定ヨウ素剤の備蓄、配備方法については、原子力安全委員会、原子力施設等防災専門部会等で検討されており、この検討内容を踏まえ、24年度以降検討することとしています。
8	第1章 (4)計画の基礎とするべき災害の想定等	放射性セシウムに関するシミュレーションが欠けています。	今年度は早期防護措置を実施するという観点から、キセノン、ヨウ素について拡散予測に取り組んだものです。 24年度以降、放射性セシウムの影響や琵琶湖への影響についてシミュレーションの検討に取り組んでいきたいと考えています。
9	第1章 (4)計画の基礎とするべき災害の想定等	県が独自に行った放射性ヨウ素拡散シミュレーションにおいて、気象条件として「滋賀県に及ぼす風向きを考慮し、比較的風速が低い日」を選定したとして、実質的に無風にちかい状態(風速1メートル以下)を選んだのは不適切ではありませんか。 無風にちかい状態を条件とした県のシミュレーションは風速という点から放射能の拡散距離が最小となる条件が選ばれていることとなります。より強い風が吹いている場合は、放射能が拡散してしまい、その場合の被ばく線量は危険とされるレベル(UPZなどにおける被ばく線量の設定値)に達しないから、より強い風が吹いている場合のシミュレーションは意味がないと考えたのでしょうか。 拡散シミュレーションを行う場合は、滋賀県への影響を様々気象条件に即してシミュレーションを行うべきではないでしょうか、すなわち、ある程度の風速で北～北西に風が吹いている場合や強風が吹いている場合を想定することが必要と考えます。	項番1と同じ

10		その他	SPEEDIによるシミュレーションを実施するとともに、福井県の原発に関する、国や福井県がすでに所有しているSPEEDIにより得られたデータを開示させ、県の計画に役立てるべきです。	今般、SPEEDIの計算結果について提供されることとなったため、この結果を注視し、比較検討を行うなど有効に利用していきたいと考えています。
11		第2章 (4) 情報の収集・ 連絡体制等 の整備	企業などの社会的責任に関する世界的ガイドラインであるISO26000を活用して、事業者による原発に関する安全計画や安全対策など、県の原子力防災に必要なとされる情報を開示させるとともに、事業者が説明責任を果たすことを求めています。	現在、原子力事業者に対し、県民の安全安心の確保のため、運転再開の事前協議など立地県並の安全協定締結を目指し、会議を設け検討しています。